

FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年4月号

★遺産（相続財産）の総額を知る

3月号では、相続人が確定した後の相続の放棄及び限定承認等についてお話を進めていきました。限定承認において、被相続人（亡くなった親族）が明らかにマイナスの財産よりプラスの財産を多く持っている場合は、税制上のデメリットも考慮しなければなりません。

4月号では、相続放棄又は限定承認をするべきかの判断をするうえで必要となる、相続財産の相続評価額をみていきたいと思えます。基本的には時価評価となりますが、財産の種類によって評価方法は違ってきますので、相続財産の基本的な評価方法をみていきたいと思えます。

★課税財産と非課税財産★

相続財産は、課税対象となる『課税財産』と課税対象とならない財産『非課税財産』とに区別されますが、相続の特殊な考え方として、『みなし相続財産』というものが存在します。

《課税される財産》

相続税が課税される財産とは現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、

著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。

《みなし相続財産》

相続財産としてみなされる財産として、一定の死亡保険金と勤務先から支払われる死亡退職金があります。これには非課税とされる部分があり、みなし相続財産とされています。

※非課税部分 = 500万円×法定相続人の人数
《非課税財産》

相続税が課税されない主なものとしては、墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物があげられます。

ただし、骨とう的価値があるなど投資の対象となるものや商品として所有しているものは相続税が課税されます。例えば、財産として保有している“純金の仏像”などが該当します。なかなか難しいですが、神を祭る道具など日常礼拝をしている物などに限られます。



相続財産の評価方法

	相続財産の評価方法
現金	手元に保有する残高
預貯金	相続発生日の残高の合計 / 定期預金は(残高 + 既経過利子 - 源泉徴収税額)
上場株式	次の4つの中から最も低い株価を選択できます ①相続発生日(死亡日)の終値 ②相続発生日を含む月の終値の平均額 ③相続発生の前月の終値の平均額 ④相続発生の前々月の終値の平均額
投資信託	相続発生日の解約請求等により支払いを受けることができる価額
公社債信託	相続発生日の市場価額 + 既経過利息
家屋	固定資産税評価額 × 1.0
土地	路線価方式又は倍率方式

★課税される財産の評価方法★

相続税が課税される財産の評価方法(図表)は、原則としてその財産を取得したときの『時価』で評価することとなっています。遺産総額を正確に把握するには、相続開始日の評価額を算出することになります。評価額の計算は財産の種類ごとに異なります。代表的な財産の評価方法を確認したいと思います。

【株式及び投資信託等】

図表の上場株式、投資信託及び公社債投資信託等については、亡くなられた日(相続開始の日)の評価額を基準とします。これらの評価額についてはその株式等を保有している証券会社に問い合わせる、若しくは税理士等の専門家に依頼すると思います。

【家屋】

家屋の相続税評価方法は固定資産税評価額となります。具体的には、市町村が賦課する固定資産税の基礎となる固定資産税評価額です。

固定資産税評価明細に記載されている価額に相当します。

【土地】

土地の評価方法については、『路線価方式』又は『倍率方式』となります。

①路線価方式

路線価方式とは、路線価(国税庁のHPで確認できます)が定められている地域の土地での相続税評価方法です。路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことをいい、路線価方式で土地の相続税評価を求める際には、その土地の形や奥行き長さ、間口の広さ等に応じて各種補正を行い、評価額を算出します。

たいへん複雑な計算となりますので、税理士等の専門家に依頼すると良いと思います。

②倍率方式

倍率方式とは、路線価が定められていない地域の土地の相続税評価方法です。倍率方式における土地の価額は、その土地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

一定の倍率とは、国税庁HPの“財産評価基準書”を確認し、該当する土地にその倍率を乗じて計算します。

～所感～

相続の放棄や限定承認の手続きは、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に意思決定する必要があります。日常生活を送りながら、相続人を確定し、遺産の総額等を調べるのはさうとう大変な作業になります。預金通帳等の在りかや保有している有価証券、加入している生命保険等は亡くなられた親族が“エンディングノート”等に書きとめていてくれると発見しやすいのですが、遺産の総額等を知ることはかなり厄介な作業となります。3ヶ月以内の手続きに間に合わせるためには、事前の準備が大切です。相続のお話は、人が亡くなることを前提としますので、たいへんデリケートなお話ですが、できることからご家族で少しずつ進めていくのが良いのではないのでしょうか。

～今月の山便り～

桜が今まさに、満開の時期ですね!!

気温も低く天候も安定しており、今年は桜の花が長持ちしていて嬉しくなります。写真は今年の六甲山の桜です。六甲山は街からのアクセスも良く、植生も豊かで眺めも美しい魅力的な山域。お勧めです!!

